

テレワークの種類	在宅勤務	モバイルワーク	サテライトオフィス	狙い	生産性向上	移動時間短縮	非常時の事業継続	顧客満足度向上	WLB向上	オフィス費用削減	通勤弱者対応	創造性向上	優秀な人材確保	省エネ・CO2対策
	○	○			○	○	○			○		○		○

企業の概要

企業・団体名	大津市役所		
業種	公務(他に分類されるものを除く)	総従業員数	4,481名
事業概要	官公庁		

テレワーク実施概要

雇用上の規定	大津市職員の在宅勤務に関する規程
テレワーク担当部署	総務部 人事課
テレワーク対象者	本庁舎及び一部の庁外所属の正規職員、会計年度任用職員
実施者数	約360名
平均実施日数	月4回以上8回未満程度(概ね週1~2回)

テレワークの導入・拡大の経緯

若手職員を中心とするワーキングチームが働き方改革アクションプランをまとめ、「時間外勤務のない職場」「いきいき働ける職場」を目指す上でテレワークの必要性が挙げられました。その後、平成30年12月からの試行期間を経て、平成31年4月の本格導入後、在宅勤務の利用者、モバイルワークの利用所属が増加。令和2年4月に新型コロナウイルス感染症対策として、本庁舎の閉鎖や交替制勤務を実施した際に、従来の端末を貸与する形態の在宅勤務に加えて、職員の私用端末を利用する在宅勤務を導入し、現在、約900名の職員が登録しています。

テレワークの概要・特徴

- ・新型コロナウイルス等感染症の感染拡大時に業務の継続を図るとともに、職員の多様な働き方を推進し、家庭生活の充実、業務効率の向上を図るため、在宅勤務を推進しています。
- ・正規職員、会計年度任用職員を対象として、育児・介護を行う職員の他に職場の3密回避を目的とした在宅勤務の利用が可能です。
- ・在宅勤務の実施日は原則時間外勤務は行わないことを規定しています。
- ・現場での協議録作成や電子決裁など効率的な働き方が可能になるモバイルワークを実施しており、令和元年度にモバイル用PCを45台増設し、利用所属を拡充しています。
- ・テレワークの実施方法としては
 - ①貸与端末からLTE閉域網を介して職場のLGWAN系の事務用端末を遠隔操作する「リモートデスクトップ方式」(画面転送のみで専用端末では「印刷できない」「保存できない」) 75台
 - ②在宅職員の私用端末からインターネット回線を介して職場のLGWAN系の事務用端末を遠隔操作する「リモートデスクトップ方式」(画面転送のみで私用端末では「印刷できない」「保存できない」) 約900台
- ※②ではこれまでの業務以外での利用禁止や離席時の端末ロックなどの運用ルールに係る職員の遵守事項の徹底のほか、追加の技術的対策としてID・パスワード認証と電子証明書のデバイス認証による多要素認証、TSL通信による暗号化と改ざん検知、LGWAN系への接続をリモートアクセスの限定的な通信のみ許可とすることで情報漏洩の防止を図っています。

テレワーク導入の効果(経営にもたらした効果、その他効果)

平成31年4月の導入後、在宅勤務の利用者から「家事や育児の合間の細切れの時間を有効に活用でき、仕事と家事(育児)の両方を効率よく進めることができる」「始業や就業の時間(定時)にとらわれずに自分の働きやすい時間に働ける点、通勤にかかる所要時間や出勤に伴う準備の時間を節約し、純粋に仕事に充てることのできる時間が増える」との声がありました。また、令和2年4月、本市職員の新型コロナウイルス感染に伴い、消毒作業のため本庁舎を一時閉鎖し、その後も感染予防のため交替制勤務を実施した際にも、テレワークを用いることにより、市民サービスへの影響を最小限に抑えることができました。交替制勤務後においても、引き続きテレワークを推奨し、時差勤務などの他の制度と併せて、ワークライフバランスの実現や職場における感染予防に活用しております。